## 記入上の注意

- (1) 受給者の氏名、フリガナ、住所、個人番号の記入を必ずお願いします。
- ② 給与所得控除後の給与等の金額を記載します。ただし、所得金額調整控除の適用がある場合は所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記入してください。
- ③「基礎控除の額」は、基礎控除の額が48万円の場合には記入する必要はありません。 「所得金額調整控除額」は所得金額調整控除の適用がある場合に額を記入してください。
- ④ 所得税の定額減税控除額、所得税の定額減税控除不足額を記入してください。 令和7年度個人住民税の定額減税対象となる、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は「非控除対象配偶者減税有 伊那花子(同配)」等と記入してください。 前職を含んで年末調整している場合は、摘要欄に前職分の事業所名、給与支払額、社会保険料及び源泉徴収税額等を記入してください。

普通徴収に該当する方は、摘要欄に普通徴収切替理由書の該当する符号「普A~普F」を記入してください。

青色専従者の方は、「青専」と記入してください。

退職手当等を有する配偶者・扶養親族がいる場合は、摘要欄に氏名、<u>令和6年中の所得の見積額(退職所得を除く</u>)を記入した上で⑥「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に個人番号を記入してください。

⑤ 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の、氏名、個人番号を記入してください。配偶者特別控除の対象となる配偶者もこちらの欄に記入することになっていますので、ご留意ください。

また、配偶者の合計所得金額についても記入してください。

- ⑥ 16歳未満(平成21年1月2日以降生まれ)の扶養親族の氏名、個人番号を記入してください。
- ⑦ ひとり親控除、寡婦控除の区分にご注意ください。

	対象者	本人所得要件
寡婦控除	① 夫と離別した者で、かつ扶養親族を有する者	合計所得金額
	② 夫と死別した後婚姻していない者	500 万円以下
	※ひとり親に該当する者は除く	
ひとり親控除	現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にす	合計所得金額
	る子(総所得金額が 48 万円以下)を有する者	500 万円以下

※住民票の続柄に「夫(見届)」「妻(見届)」の記載のある者は対象外

⑧ 受給者の生年月日の記入を必ずお願いします。